

4 特殊健康診断

1 概要

特殊健康診断は、特定の有害業務に従事する労働者を対象に、労働安全衛生法及びじん肺法に基づき実施が義務づけられている検査項目を基本としている。

1] 目的

有害作業因子による健康被害（職業病）の早期発見と対処

2] 健診内容

労働安全衛生法及びじん肺法に基づく検査項目を基本に実施

3] 判定方法

判定区分は「所見あり」「所見なし」の2区分とした。

「所見あり」には既往歴あり、自覚症状あり、検査所見が含まれる。

最終判定は、事業場の産業医等が作業環境等を含めて総合的に判断する。

2 実施状況

	受診団体数	受診者数	判定区分		
			所見なし	所見あり	
法定項目	じん肺	61	1,146	924	222
	有機溶剤	95	4,259	4,143	116
	鉛	19	592	587	5
	石綿	23	169	123	46
	電離放射線	27	3,344	2,040	1,304
	特定化学物質	95	5,976	4,873	1,103
行政指導項目	情報機器作業	22	803	304	499
	騒音	47	1,773	1,282	491
	有害光線	23	919	798	121
	引き金取扱従事者	10	135	33	102
	レーザー光線	13	218	191	27
	振動	13	205	24	181
総数		19,539	15,322	4,217	

【年次推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数	16,696	14,915	15,549	18,688	19,539